

会社法制に関する研究会の目的と主な検討事項について

第1 本研究会の目的

会社法は、令和元年に改正され¹、令和4年9月にその全てが施行されたが、社会経済情勢の変化は激しく、令和元年の改正後も、いわゆるウェブ開示によるみなし提供制度や電子提供措置事項記載書面に記載することを要しない事項に関する省令の改正²をするなどの対応がされてきた。

このような変化の激しい社会経済情勢に対応するためには、今後の会社法改正の要否や改正するとした場合の方向性等について、あらかじめ論点を整理しておくことが有益であると考えられる。

本研究会は、このような背景のもとで、会社法に関して、改正を検討すべき事項やその方向性について、主として理論面から基礎的な検討をして論点を整理し、今後の会社法の改正に向けた議論に備えることを目的とするものである。

第2 本研究会における主な検討事項

本研究会において、今後、調査及び検討すべき事項としてどのようなものが考えられるか。また、検討の要否を判断するに当たり、どのような調査等を行うことが考えられるか。

例えば、次の事項を調査及び検討していくことについて、どのように考えるか。

- バーチャルオンリー株主総会に関する制度の創設
- 電子提供制度における書面交付請求制度の見直し
- 株主名簿の記載又は記録事項の見直し
- 新株予約権に関する規律の見直し
- 種類株主総会の決議の要否 等

¹ 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）

² 会社法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年法務省令第43号）